

## 【質疑等議事録】

(会長)

先ほど皆さんには施設の状況、それから屋上から周辺の住居あるいは関係施設を見ていただきました。ただ今は配慮書の説明をいただきました。この 2 つにつきまして皆さんからいろんなご質問、あるいはご意見等いただきたいと思います。よろしくお願いたします。どうぞ皆さま。

(A 委員)

新規の施設の場所ですけれども、工事の年次計画を見ますと、この施設は解体してから工事が始まるというように理解しているのですけれども、そうであればここに新しい施設を設ける案の検討があつてしかなるべきだと思うのです。新しい計画地はすでにいろんな意味で安定しているものですから、あえてそこに手を加えず施設を置き換えた方が文字通りリプレースという意味では合理的ではないかと。それから民家等への距離も離隔距離も確保できる。どうして向こう側に選ばなければならないかというのを合理的なご説明をいただきたい。

(会長)

そうすると新しい施設の合理的な配置の説明ですね。

(事業者)

おそらく配慮書 1-3 ページについている工事の計画表をご覧いただいでのご意見かと思うのですが、表 1-6-1 の工事計画表の中で最初に地下部の解体工事と記載がありますので、まず解体からと思われたかと思うのですけれども、実は地下部というのが、今のグラウンドのところにもともとのこれより一代前の焼却施設がございまして、その地下部の基礎が残っているというものを撤去する工事になります。新しい施設を今のグラウンドの方に建てる理由になりますけれども、今の施設を稼働しておかないと、今の新潟市のごみ処理というものができませんので、新しい施設を作ってそれが動いてから、ごみ処理ができるようになってから今の施設を止めるということになります。

(A 委員)

理解しました。そういう説明が見当たらなかったのか、私が見落としたのかわかりませんが、やはりそれなりの理由を明確にさせていただかないといけないのかなというふうに思いました。

(会長)

ありがとうございました。そのほかの委員の皆様いかがでございましょう。

(B 委員)

3 点ほど質問があるのですけれども、まず環境基本法及び環境基準で光化学オキシダントの評価とかを見落としているのか、されていないのかというところが 1 点。一応ありますよね。○がついていますがすけれども、測定の数値とか調査の内容とか項目が見当たらないので、それに関する質問と、建物の高さとか予想最高濃度の地点に関する記述ですね。5-14 あたり 5-15 あたりにプルームとかの規定式の後ろに

あるのですけれども、施設配置 1 と施設配置 2 の違いによる最大濃度着地地点の位置の違いはわずかであった。わずかというデータはどこに載っているのかよくわからないのですが、データはどこにあるのでしょうかという話と、そのあたりの比較も 14 の説明にですねダウンドラフト発生時の建物の高さによる影響ということで建物の高さが 2.5 倍以下だと高濃度が発生するというふうに書いてあって、その関係で 38 メートルの高さだと 2.5 倍は 114 メートルになって予想されている想定案の 80 メートルの煙突でも 114 メートルにははるかに及ばないということになるのですけれども、こういう 2.5 倍以下だとまずいと書いておいて、計画は 2.5 倍以下になっているというのは何を意図されているのかよくわからなかったです。予測データに基づけば特に大きな影響はないということでクリアしているのでしょうかけれども、逆に 38 メートルでなければいけない理由というのがよくわからなくてですね、工事業者の選定等もこれからということなのですが、予想される焼却炉の模式によるスペックで 38 メートルは無いといけなと決まっているのかなと思ったのですが、仮に 80 メートルの 2.5 倍以下だと 32 メートルと 6m 下げるとなるとここの説明と整合的になるのですがそのあたりはどうなのでしょうということ。

(会長)

3 つ 4 つしゃべると回答する方も大変なので、1 つずつ回答いただくのがよろしいかと。

(事業者)

大気予測項目として光化学オキシダントを評価していないということともう一点として予測結果でわずかであると評価したデータもう一つダウンドラフトにつきまして建物の高さや煙突の関係について煙突の高さが 38 メートルでないといけない理由の 3 点ということでもよろしいでしょうか。

(B 委員)

煙突ではなく建物の高さです。

(事業者)

失礼いたしました。まずオキシダントを評価しない理由ということで回答します。今回の予測につきましては、焼却施設から排出される排ガスの直接濃度ということで評価しております。先ほど施設計画の中で説明があったのですけれども、一般的に焼却施設からは二酸化硫黄、窒素酸化物、ダイオキシン類、塩化水素、水銀等が発生されます。光化学オキシダントにつきましては、直接排出されるというよりも  $\text{NO}_x$  等が光反応によりオキシダント化していく二次生成物質ということでいわれておりますので、影響がないということではありませんが、直接排出がないということで評価はしていません。また一般的に焼却施設についてはオキシダントは評価しないということになっております。

(事業者)

最大濃度の着地地点について問い合わせの件ですが、煙突の高さ 59 メートルの時は煙突位置から北側に約 0.9 キロメートルの位置に最大地点が煙突が 80 メートルの地点につきましては北側に約 2 キロメートルの地点に最大濃度着地点に落ちるという計算になっております。ただ今回配慮書の方に載せなかった理由につきましては現在他事例を基にしまして設定をしたものでございまして、実際この施設を計画

いたしますと最大濃度着地地点につきましても位置変更が発生してくるかと思えます。そのため準備書、評価書の段階につきましても最大濃度着地地点についてお示ししたいと思っておりますので、配慮書の段階につきましても割愛をさせていただいた次第です。

(会長)

よろしいでしょうか。もう一点のご質問についてどうぞ。

(事業者)

ダウンドラフトに関して施設高さ 38 メートルにつきまして 2.5 倍というところで、おっしゃる通り 2.5 倍以下でダウンドラフトという現象が発生をいたしますので、2.5 倍以上に煙突の高さと比を持ってくればダウンドラフトという現象は発生しないということになります。ただ、同じダウンドラフトが発生するという条件の下でもその中で 1.2 倍までの高さまでですと影響が大きい小さいというものが計算上発生してまいります。ダウンドラフト発生をした場合におきましても、十分に排ガスによる影響が環境基準を満足するということを含めまして計算を行っております。38 メートルに設定した理由につきましても他施設で大体このくらいの大きさになると、どちらかといえば大きめに設定しダウンドラフトの影響が大きく出るようにということで 38 メートルに設定させていただいております。今後大きさにつきましても考えを進めまして適切な大きさについて設計をしてまいりたいと考えております。

(会長)

よろしいでしょうか。そのほかにもう一件あったようで。

(B 委員)

もう一つあるのですが。

(C 委員)

埋蔵文化財ですが配慮する必要がないというような話だったと思うのですがけれども、新潟平野の場合には深く沈降しておりまして、現状で見つかっていないから埋蔵文化財が無いとは言い切れないわけです。この前江南区の横越の水田の下から「曾我墓所遺跡」という遺跡なのですが全国的にもまれな奈良時代のものが出てきて非常に重要な成果でした。周知の遺跡ではないということで遺跡台帳には登載されていないのですがけれども、確実に遺跡がないとは言い切れないので公的施設を作る場合には試掘、試し掘りをする必要があるわけです。今日の資料でいいますと、参考資料 1 をご覧いただければと思いますけれども、歴史文化課との事前協議といえますか、周知の埋蔵文化財としては該当していませんが、事業の実施に係り事前に埋蔵文化財の有無を調べる試掘調査が必要ということなんですね。試掘の結果、遺跡や遺物が出てきた場合には本調査をするということもあり得るし、完璧に保存してしまって違う場所に候補地を新たに探すということも選択肢としてあるわけなのですけれども、いずれにせよ先ほど歴史文化課の方に確認をとったのですけれども 4 月以降そちらの事業者側と埋蔵文化財の担当部局である歴史文化課の方で協議して埋蔵文化財の試掘調査をするという話を聞いております。ちなみに関連してなんですが、建物が建つところだけではなくて、先ほどのご説明ですと工事のために沈砂池を設ける必要

があるということなのですが、その場所は開発のエリアの中に入っているわけですよね。違う場所にあるのでしょうか。それと規模、面積と深さはどれくらいを予定されているのでしょうか。

(会長)

今のご質問は埋蔵文化財と地盤沈下でまた中に入っていることもあるでしょうし、何もありませんと報告ありましたけれども、それでいいのかということだと思えますけれども。

(事業者)

試掘調査についてお答えします。関係課の歴史文化課の意見のとおり試掘調査が必要でしたので、こちらとしてはもともと旧焼却施設があった場所というところでその辺不要かなと考えておったのですけれどもこの意見を踏まえて協議してしっかり試掘調査というものを行ったうえで事業を進めたいと考えております。

(事業者)

沈砂池につきましては現在まだどのような形でということが具体的にはなっていないのですが基本的には仮設のものでして今回土壤に合わせまして規模等については検討させていただきたいと思っております。

(C 委員)

沈砂池に関しても深さ等にもよりますけれども、建設される予定の部分以外にその部分も考慮して試掘調査をしていただければと思います。

(会長)

時間もだいぶ迫っておりますけれども、B 委員いいですか。

(B 委員)

地球温暖化の温室効果ガスの排出の根拠に関しては 4 拠点を 2 拠点到る効果なのか、廃棄物発電がない施設が今あるが廃棄物発電の運用による影響なのか確認したいです。

(事業者)

二酸化炭素の発生につきましては廃棄物発電の方の影響が大きいです。

(D 委員)

時間がないということで簡単に 4 つほどお願いしたく、そちらからのご返答は無くても結構です。1 つ目です。煙突の件ですが、高ければ煙突から出たものは広い範囲に少しずつ拡散される。低い場合は、高い煙突に比べて狭い範囲で単位面積当たりより多くの量が飛散するというふうに考えますと、やはり他の事業の時にもありましたように、煙突は高くしていただきたい。排出物の濃度は薄いということであっても、やはり低い煙突と高い煙突を比べると高い方が良いのではないかとというのが私の意見です。2 つ

目。排水の件ですが、今雨量が増えています。豪雨になる。しかしどの地域も排水管が追いついていないわけです。これまでの雨量に対応した排水管径では対応できない場合が多発すると考えられるので、今後そういった排水の件も考えていただきたい。3つ目は「測定項目にないので、あるいは測定地域となっていないので測定していません」というのがいくつか基本的な環境評価のところでもありますけれども、やはりこういった大規模な工事等になりますと、初期段階からきちんと新しく測定範囲地域を決めて測定していただきたいと思っております。それから最後に、私は江南区に住んでいてこのすぐ近くですが、やはりこれまでの4地域の焼却所を2地域に集めるということは、廃棄物を積んだトラックもたくさん来る。それ一つ考えても道路は混みますし、痛みます。いろいろと生活に周辺の人たちは不便を感じる。負担が大きくなります。また煙突からの排出量も多くなり焼却灰をどうするかなどいろいろな問題が出てくるわけですが、負担が大きい分できることなら教育の方にその分何かプラスをしてほしいと思っております。例えば解析する際にその飛散の状況を高性能な電算機で計算できるような、そういった機器を江南区に購入していただいて市のいろいろな解析に使っていただく。それを操作できるような人材もつけていただかないといけないわけですが、教育の面でそういったものも活用していただけるように江南区の負担が多い分だけ何かプラスになり、いろんな解析にも使えるようなものをご検討いただきたいと切に願っています。

(会長)

だいぶ時間を超過しておりますので、今事務局の方でこれだけは何か回答しておきたいことがあれば。

(D 委員)

時間がないので結構です

(会長)

では、あとでまたご意見としていただいてご回答の方お願いいたします。最後に E 委員お願いいたします。

(E 委員)

質問の時間がちょっと短すぎるなと思います。ここで意見を出せということであるとしたら時間的な部分が足りないと感じています。先の話と同じなのですけれども方法書以降の選定というところになってきて、工事の実施の時の大気の状態、騒音と存在及び供用のところの廃棄物の搬出入というところはある程度シミュレーションすれば出るのではないかと、私は予測するんですけども、しかも結構影響が大きいところじゃないかなと思っています。これが方法書の方に行ってしまうということになるとそれだけ検討の中身が後から追いつかなくなるという話。そこで意見を言っても修正できないということが実際あるのではないかと、できれば今回の選定から漏れた理由としてはちょっと弱いのでは計算すればできるのではないかと思うのですがその辺いかがでしょうか。

(事業者)

お答えします。ご指摘のとおり運搬につきまして我々も当初検討しようとしていました。ただ、搬入ルート

がまだ定まらないというようなことがありまして、搬入ルートが定まらない中でもいろんなパターンを我々の方で検討しました。その結果の一番キーとなる台数がどれくらい来るのか4施設から2施設になるというところで検討したのですが、これを配慮書段階で提示することによって事業の制約になりはしないかという一つの懸念が出てきました。このルートを通るということが既成事実になってはいけないというのがありまして、まだまだ検討段階であるというところで、我々の方では検討しましたが今回の配慮書では挙げていないというのが実態です。まるっきりいいというわけで判断しているのではなくあるということと考えておりました。

(会長)

いろいろ皆さんからわたしからもあるのですけれどもやめます。いずれにしろですね、煙突なんかも最初から決まってしまうような形で本当はちゃんと計算して既存の高さで過去の亀田焼却場の高さでいいと方法書の段階でしっかりしていただきたいと思います。

(F 委員)

もう一回あるわけですよ。本日私の方からも意見があるのですがそれも含めて後でメール等で差し上げてもよろしいでしょうか。

(会長)

後で事務局の方でまとめていただいいていずれ皆さんからは是非メールでもって事務局の方へ出されまして今あった質問を含めてご回答いただくということとしてよろしいでしょうか。

(事務局)

私どもの説明の段取りが悪く申し訳ないのですが、本日1回目ということでもたおそらく来月に2回目の審査会を予定しています。本日は事業概要につきましてご説明をさせていただきまして、具体的な配慮書に対する意見というのは本日の説明を聞いていただいた後、今会長からおっしゃっていただいたようにメール等で頂ければと思います。今後の事業計画をこういうふう考えた方がいいんじゃないかというご意見をメール等でいただいて、またそれを2回目の審査会で市長意見に取りまとめさせていただきますと考えております。どちらかという、本日は時間が足りなくて申し訳ないのですが事業概要について説明させていただき、事業の中身についてはメール等でご質問頂ければと思います。説明の段取りが悪く大変申し訳ございませんでした。

(会長)

ありがとうございました。今日は意見交換の時間がほとんどない状況で設定いただいたので皆さんご意見があると思います。

(A 委員)

メール等で回答いただいた意見は正式に配慮書の意見として取りまとめていただきたいと思います。

(会長)

今の質問もすべてメール等を出していただいて、その回答書というものを配慮書に対する意見として、例えば市役所の関係課から意見が出ていますが、ああいう形になると思いますが、それをきちんととりまとめていただきたいという意見ですね。

(A 委員)

資料という形で正式な形のものとして発行してほしいということです。

(事務局)

今後、本審査会でいただいた意見等をベースに市長意見を作成してまいりますので、メール等でいただいた意見は次回の審査会の時までに取りまとめさせていただきます。これに対する事業者からの見解もお付けして次回審査会の準備をしたいと思っております。

(A 委員)

配慮書は公開されている文章ですから、市長への答申というのはあくまでも概略案というのを渡すわけですからどういう質問があってどういう回答があったかというのが残る形で公に公開されるものとして取りまとめていただきたいということです。

(事務局)

審査会でいただいた意見をすべて市長意見とするわけではございませんのでそれはご承知おきいただきたいと思っております。

(A 委員)

例えばですね、配慮書の中には明らかな間違いがあるわけですね。私どもとしては訂正してほしいというところがあるわけですね。そういったものが単に諮問とした形で隠れてしまうというのはいかかなものかなというところがあってきちんと指摘されたもの、回答があったものというのはいかかなものを議論されて見解が示されたというのが分かる形に公の形にしてほしいと。

(事務局)

それにつきましても通常、アセスメントの審査ではいろいろご意見いただきますので市長意見のほかに審査会で出た意見（市長意見以外のもの）を付けて市長意見と合わせて取りまとめさせていただきますつもりでございましたので、先生がおっしゃるような形にできると考えております。

(会長)

よろしいでしょうか。今まだかみ合わない点があるかと思っておりますけれども、それについては、次回の審査会の時に意見をまとめたうえで、その内容に沿って環境保全の観点から何かあればの話ですけれども次回の時でよろしいでしょうか。その辺どう取り扱うか問題が出た場合課題が出た場合に。

(事務局)

先ほどご説明しました通り基本的にはこの後委員の皆様からはメール等で本配慮書への環境保全上のご意見を頂戴したいと思います。それに対する見解を作って次回の審査会までに委員からの意見を踏まえ、市長意見としてまとめるたたき台のようなものを提示し、それを含めてご議論いただければと考えております。

(会長)

ありがとうございました。一応次回の審査会でまた議論するということでよろしいでしょうか。

(A 委員)

基本的には配慮書というものはもうできてしまっているもので、これを訂正するわけにはいかないので、それに明らかに訂正した方がいいという意見があって、事務局あるいは事業者がこの方がいいと判断されたのであれば、それが新潟市として共有するものだと、見解だということが明らかに残る。方法書にもっていくというのは別のプロセスで全然違う話ですから、配慮書段階でこうすべきであったという一つの完結した形でまとめてほしいということです。それによって、それをベースにして方法書の段階に行くことが流れだと思います。

(会長)

事務局それでよろしいでしょうか。

(事務局)

そのつもりでございます。

(会長)

皆様意見おありかと思いますが、そろそろ外に出てまた現場を見る時間もこれじゃなくなってしまうので、とりあえずここはこれで打ち切らせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

(事務局)

事務局から一つだけお伝えさせていただきますが、本日お配りさせていただいている参考資料 1 については、今回配慮書の縦覧においては市民から意見書の提出はございませんでしたが、市の関係課から配慮書に対する意見としていただいているものを一覧にしたものになります。参考までに今回配布させていただきました。こちらは今後市長意見の形成にあたって参考にしていきたいと思っておりますので今回委員の皆様にも共有させていただいたところです。

(事務局)

皆様大変ありがとうございました。限られた時間の中ですべての意見に時間をとることができませんでした。大変申し訳ございませんでした。この件につきましては、改めて照会させていただきますので、ご意見等いただきたいと思っております。いただいた意見を踏まえて、市長意見を作成しまして、審査会の中で



お示ししたいと思っております。次回の審査会につきましては4月下旬ころを考えております。4月入りしましたら、日程調整をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。以上を持ちまして一旦閉会とさせていただきます。皆様ありがとうございました。